

日額11,000円の
費用弁償
(議員手当)

日本共産党広島市議団は

この6月の支給分から 受け取りません

日本共産党広島市議団は先ごろ、議員が本会議や委員会などに出席した際に支給される費用弁償を、6月1日以降受け取らないことを記者会見で発表しました。また、会見に先立って、費用弁償を見直すことを市議会の各会派と藤田博之市議会議長に文書で申し入れました。

費用弁償とは

地方自治法第203条は、議員は「職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる」と定め、その額や支給方法は各々の自治体が条例で決めることになっています。

広島市の条例は、「議員が議会、常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会に出席したときは、必要な費用を弁償する」とし、その額は日額11,000円と定めています。

全国で「見直し」が進んでいます

財政難を理由に「行政改革」の名で市民サービスが切り捨てられるなか、「実際の交通費を大きく上回る費用弁償は見直すべき」との世論が高まり、近年、全国の自治体で費用弁償の見直しが急速に進んでいます。

政令市も15市中8市が、ここ数年の間に減額や実費支給への移行、制度の廃止といった見直しをしています(右表)。

他都市で見直し進むなか 定額支給で
政令市では広島市が最高額に

	支給額(日額)	最近の動き
札幌	10,000円	昨年12,500円を減額
仙台	10,000円	
さいたま	5,000円	
千葉	8,000円	
川崎	7,000円	
横浜	10,000円	今年12,000円を減額
静岡	交通費実費	3,000~5,000円の支給を今年から実費に
名古屋	10,000円	03年15,000円を減額
京都	10,000円	昨年11,000円を減額
大阪	なし	昨年14,000円を10,000円に減額。今年度から廃止
堺	なし	04年廃止
神戸	8,000~14,000円	
広島	11,000円	
北九州	7,000~10,000円	
福岡	10,000円	今年12,000円を減額

市民が納得できる制度に見直すべきです

これまで日本共産党広島市議団は、法律と条例に基づき支給される費用弁償を受け取り、議員団の様々な活動に充ててきました。

しかし、最近、市民の方から制度に対する疑問が議員団に多々寄せられています。そもそも、市の条例は「必要な費用は日額11,000円」としているのみで、日当なのか交通費なのか、11,000円という金額の根拠は何なのか、市民に説明することが全くできません。

わたしたちは、全国の動きや市民から寄せられた声を真しに受け止め、少なくとも市民に説明できる制度に

なるまでは、当面、費用弁償を受け取りません。引き続き、議員歳費の見直しや政務調査費の全面公開、海外視察の当面中止など、市民に信頼される市議会となるよう「議会改革」を前に進めたいと考えています。

広島市議員一人あたりの支給額

議員報酬	年間1,491万円(毎月86万円、一時金459万円)
政務調査費	年間408万円(毎月34万円)
費用弁償	年間約60万円(日額11,000円)
海外視察	任期中に一回80万円